

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年4月30日

群馬県立群馬産業技術センター所長 小谷 雄二

1 調達内容

- (1) 業務委託 群馬産業技術センター緑地管理業務委託
- (2) 業務内容 詳細は、入札説明書による。
- (3) 委託期間 契約日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託場所 群馬産業技術センター 前橋市亀里町884-1
- (5) 入札方法 上記(1)の件名を入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の法令所定の税率に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件入札公告の日から入札日までの間において、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条第2項の規定に基づく入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2の規定により作成された令和7・8年度物件等購入契約資格者名簿に格付けが「A」で記載されている者で、群馬県内に本店・支店又は営業所があり、実際の委託業務を遂行するために適格なる業務員を配置できること。
- (4) 物品の購入に係わる有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

3 入札書に関する事項

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び提出先並びに問い合わせ先

郵便番号 379-2147 群馬県前橋市亀里町 884-1

群馬県立群馬産業技術センター 総務係 担当 渥美

電話 027-290-3030

- (2) 入札説明書等の交付方法

群馬産業技術センターホームページに掲載する。

- (3) 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、休日を除く令和8年5月12日（火）正午までに入札参加資格を有することを証明するため、入札参加申請書及び消費税等に関する課税（免税）事業者届出書（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、入札参加希望者は、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、申請期限までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は書面により通知する。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年5月19日（火）10時00分入札 即時開札

群馬県立群馬産業技術センター 交流棟2階 第2研修室

- (5) 競争入札の方法 入札者の直接持参又は郵送による入札

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

- (4) 落札者の決定方法 上記3(3)に掲げる書類を提出した入札者であって、群馬県財務規

則第169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (5) 入札及び契約書作成等に係る費用 一切入札者の負担とする。

- (6) 契約書の作成の要否 要

- (7) その他 詳細は、入札説明書による。